

令和7年9月10日 開会

令和7年9月 日 閉会

令和7年第3回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

認定第1号	令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について	}	認定第1号から第10号、報告第1号は別冊
認定第2号	令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第3号	令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第4号	令和6年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第5号	令和6年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第6号	令和6年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第7号	令和6年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第8号	令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について		
認定第9号	令和6年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について		
認定第10号	令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定について		
報告第1号	令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について		
承認第1号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて……………	P	1
承認第2号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて……………	P	15
議案第1号	江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……	P	27
議案第2号	江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について……………	P	31
議案第3号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第11号）について……………	P	35
議案第4号	令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について……………	P	53
議案第5号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について……………	P	65
議案第6号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について……………	P	67
議案第7号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について……………	P	69
議案第8号	工事請負契約の締結について……………	P	71
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	別	冊
同意第1号	教育委員会教育長の任命について……………	別	冊
同意第2号	教育委員会委員の任命について……………	別	冊

承認第 1 号

令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

定額減税調整給付金不足額給付の対象者捕捉が完了したことを受け、早急に給付事務を進める必要が生じ、また、『北海道ヒグマ注意報』が発出されたことを受け、早急な対策を講じる必要性から、所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和7年8月15日

江差町長 照井 誉之介

令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ30,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,953,477千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	社会福祉 総務費	定額減税調整給付金不足額給 付事業	24,463	24,463					
衛生費	環境衛生 費	ヒグマ被害緊急対策事業	6,500					6,500	
計			30,963	24,463				6,500	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地 方 交 付 税		2,671,407	5,013	2,676,420
	1地 方 交 付 税	2,671,407	5,013	2,676,420
13国 庫 支 出 金		678,746	24,463	703,209
	2国 庫 補 助 金	277,720	24,463	302,183
18繰 越 金		64,414	1,487	65,901
	1繰 越 金	64,414	1,487	65,901
歳 入 合 計		6,922,514	30,963	6,953,477

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3民 生 費		1,713,335	24,463	1,737,798
	1社 会 福 祉 費	1,229,517	24,463	1,253,980
4衛 生 費		493,955	6,500	500,455
	1保 健 衛 生 費	493,955	6,500	500,455
合 計		6,922,514	30,963	6,953,477

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 0 地 方 交 付 税	2,671,407	5,013	2,676,420
1 3 国 庫 支 出 金	678,746	24,463	703,209
1 8 繰 越 金	64,414	1,487	65,901
歳 入 合 計	6,922,514	30,963	6,953,477

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
3民生費	1,713,335	24,463	1,737,798	24,463				
4衛生費	493,955	6,500	500,455				6,500	
歳出合計	6,922,514	30,963	6,953,477	24,463	0	0	6,500	

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方交付税	2,671,407	5,013	2,676,420
1 地方交付税	2,671,407	5,013	2,676,420
1 地方交付税	2,671,407	5,013	2,676,420
13 国庫支出金	678,746	24,463	703,209
2 国庫補助金	277,720	24,463	302,183
2 民生費国庫補助金	13,534	24,463	37,997
18 繰越金	64,414	1,487	65,901
1 繰越金	64,414	1,487	65,901
1 繰越金	64,414	1,487	65,901
歳 入 合 計	6,922,514	30,963	6,953,477

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	5,013	特別交付税
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	24,463	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
1 前 年 度 繰 越 金	1,487	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	1,713,335	24,463	1,737,798	24,463			
1 社会福祉費	1,229,517	24,463	1,253,980	24,463			
1 社会福祉総務費	117,494	24,463	141,957	24,463			
4 衛生費	493,955	6,500	500,455				6,500
1 保健衛生費	493,955	6,500	500,455				6,500
3 環境衛生費	23,861	6,500	30,361				6,500
歳 出 合 計	6,922,514	30,963	6,953,477	24,463	0	0	6,500

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	394	消耗品費 100 印刷製本費 294
11 役 務 費	509	通信運搬費 郵便料・送料 388 手数料 口座振込 110 その他 11
19 扶 助 費	23,560	定額減税調整給付金不足額給付
1 報 酬	1,214	鳥獣被害対策実施隊員
8 旅 費	159	委員旅費
10 需 用 費	816	消耗品費 725 燃料費 36 食糧費 55
11 役 務 費	11	手数料 ごみ処理
12 委 託 料	1,974	ヒグマ被害緊急対策 草刈り・除伐 1,500 臨時チラシ配布 474
15 原 材 料 費	50	原材料費
17 備 品 購 入 費	2,276	鳥獣被害対策実施隊員用備品 260 鳥獣捕獲用えさ保存冷凍ストッカー 400 ヒグマ防除用電気柵 1,218 ヒグマ注意喚起用備品 398

(4) 給与費明細書

1. 特別職

1. 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給			与			費		共済費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	3		20,976	8,042 4.60		322		29,340	6,101	35,441	
	議 員	12	26,436		5,508 2.50				31,944	7,236	39,180	
	その他の特別 職	306	19,187						19,187		19,187	
	計	321	45,623	20,976	13,557		322		80,471	13,337	93,808	
補 正 額	長 等											
	議 員											
	その他の特別 職		1,214						1,214		1,214	
	計		1,214						1,214		1,214	
補 正 後	長 等	3		20,976	8,042 4.60		322		29,340	6,101	35,441	
	議 員	12	26,436		5,508 2.50				31,944	7,236	39,180	
	その他の特別 職	306	20,401						20,401		20,401	
	計	321	46,837	20,976	13,557		322		81,685	13,337	95,022	

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正前	94		365,616	258,548	624,164	124,547	748,711	
補正額								
補正後	94		365,616	258,548	624,164	124,547	748,711	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	11,873	7,396	82,625	69,726	13,088	25,280	2,293	7,245	6,500
	補正額									
	補正後	11,873	7,396	82,625	69,726	13,088	25,280	2,293	7,245	6,500
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補正前				32,522					
	補正額									
	補正後				32,522					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正前	93	94,595	96,247	55,458	217,034	48,717	257,862	
補正額								
補正後	93	94,595	96,247	55,458	246,300	48,717	295,017	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前			21,038	15,535		5,035	2,332		750
	補正額									
	補正後			21,038	15,535		5,035	2,332		750
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補正前				10,768					
	補正額									
	補正後				10,768					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	0	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			

承認第 2 号

令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 1 0 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年 8 月 1 9 日 1 2 時 0 8 分発表の大雨警報及び洪水警報を受け、住民の安全確保のため避難所を早急に開設する必要性から、所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和7年8月19日

江差町長 照井 誉之介

令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ39千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,953,516千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
消防費	災害対策費	令和7年8月19日の大雨等に係る災害対策(避難所開設・運営)	39					39	
計			39					39	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18繰越金		65,901	39	65,940
	1繰越金	65,901	39	65,940
歳入合計		6,953,477	39	6,953,516

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9消費費		775,412	39	775,451
	1消費費	775,412	39	775,451
合 計		6,953,477	39	6,953,516

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 8 繰越金	65,901	39	65,940
歳入合計	6,953,477	39	6,953,516

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
9消 防 費	775,412	39	775,451				39
歳 出 合 計	6,953,477	39	6,953,516	0	0	0	39

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰越金	65,901	39	65,940
1 繰越金	65,901	39	65,940
1 繰越金	65,901	39	65,940
歳 入 合 計	6,953,477	39	6,953,516

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	39	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消防費	775,412	39	775,451				39
1 消防費	775,412	39	775,451				39
4 災害対策費	488,922	39	488,961				39
歳 出 合 計	6,953,477	39	6,953,516	0	0	0	39

単位：千円

節		説明
区分	金額	
10 需用費	39	食糧費

議案第 1 号

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、育児を行う職員の仕事と生活の両立を一層推進するために部分休業制度の拡充をはかるため、江差町職員の育児休業等に関する条例を改正するもの。

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第１８条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第１８条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１８条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第１８条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第１８条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

（２）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第１８条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第１９条第１項中「職員（会計年度任用職員を除く。）が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加え、同条第２項中「会計年度任用職員が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第２０条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２０条 育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由

は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の江差町職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 2 号

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 4 2 号）の施行に伴い、仕事と育児の両立に係る意向の聴取等が義務付けられたため、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例を改正するもの。

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第19条の2第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とする。

第19条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、江差町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）江差町職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例によ

り、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 3 号

令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 1 1 号）について

令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 9 3, 3 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 0 4 6, 8 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要があることによる。

令和7年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	人事給与システム改修(令和7年度税制改正対応)	241					241	
総務費	企画費	開陽丸青少年センター補助金(管理棟解体に伴う事務所移転)	2,415					2,415	
総務費	諸費	令和6年度障害者自立支援給付費道費負担金返還	4,343					4,343	
総務費	諸費	令和6年度障害者医療費道費負担金返還	137					137	
総務費	諸費	令和6年度北海道子育てのための施設等利用給付交付金道費返還	35					35	
総務費	諸費	令和6年度介護保険低所得者保険料軽減負担金精算事務	291					291	
総務費	諸費	町税過年度還付金	500					500	
総務費	賦課徴収費	個人住民税特定親族特別控除創設に伴うシステム改修	401					401	
民生費	児童福祉施設費	令和7年度子育て支援センター外構柵改良	7,502			7,500		2	
衛生費	予防費	新型コロナウイルス予防接種支援事業	5,943					5,943	
農林水産業費	漁港管理費	水産物供給基盤機能保全事業	3,334					3,334	
商工費	観光費	“古くて新しいまち江差”観光振興(地域DMO)事業(開陽丸管理棟解体に伴うみらい機構移転補助)	1,730					1,730	
商工費	観光費	フリーWi-Fi及びミニFM撤去	506					506	
商工費	観光費	旧町営レストランの設備改修(小上がり解体等)	652					652	
土木費	道路維持費	令和7年度町道除雪対策	63,913					63,913	
教育費	文化財保護費	開陽丸船体現状確認調査	830	340				490	
教育費	文化財保護費	開陽丸遺物の保存・活用	550				500	50	
小計(一般補正)			93,323	340		7,500	500	84,983	
民生費	老人福祉費	令和7年度権利擁護人材育成事業			1,000			▲ 1,000	
小計(財源更正)					1,000			▲ 1,000	
合計			93,323	340	1,000	7,500	500	83,983	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地方交付税		2,676,420	63,000	2,739,420
	1地方交付税	2,676,420	63,000	2,739,420
13国庫支出金		703,209	340	703,549
	2国庫補助金	302,183	340	302,523
14道支出金		339,975	1,000	340,975
	2道補助金	93,710	1,000	94,710
18繰越金		65,940	20,983	86,923
	1繰越金	65,940	20,983	86,923
19諸収入		148,806	500	149,306
	4交付金	279	500	779
20町債		834,000	7,500	841,500
	1町債	834,000	7,500	841,500
歳入合計		6,953,516	93,323	7,046,839

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,567,346	8,363	1,575,709
	1総務管理費	1,507,212	7,962	1,515,174
	2徴税費	17,599	401	18,000
3民生費		1,737,798	7,502	1,745,300
	2児童福祉費	483,818	7,502	491,320
4衛生費		500,455	5,943	506,398
	1保健衛生費	500,455	5,943	506,398
6農林水産業費		250,674	3,334	254,008
	3水産業費	34,903	3,334	38,237
7商工費		272,206	2,888	275,094
	1商工費	272,206	2,888	275,094
8土木費		542,626	63,913	606,539
	2道路橋梁費	255,737	63,913	319,650
10教育費		707,526	1,380	708,906
	4社会教育費	87,646	1,380	89,026
歳出合計		6,953,516	93,323	7,046,839

第 2 表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	子育て支援センター整備	15,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		23,100	同上	同上	同上

(1) 総括

単位：千円

- 42 -

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	1,567,346	8,363	1,575,709				8,363
3民 生 費	1,737,798	7,502	1,745,300	1,000	7,500		△ 998
4衛 生 費	500,455	5,943	506,398				5,943
6農 林 水 産 業 費	250,674	3,334	254,008				3,334
7商 工 費	272,206	2,888	275,094				2,888
8土 木 費	542,626	63,913	606,539				63,913
10教 育 費	707,526	1,380	708,906	340		500	540
歳 出 合 計	6,953,516	93,323	7,046,839	1,340	7,500	500	83,983

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方交付税	2,676,420	63,000	2,739,420
1 地方交付税	2,676,420	63,000	2,739,420
1 地方交付税	2,676,420	63,000	2,739,420
13 国庫支出金	703,209	340	703,549
2 国庫補助金	302,183	340	302,523
7 教育費国庫補助金	3,781	340	4,121
14 道支出金	339,975	1,000	340,975
2 道補助金	93,710	1,000	94,710
1 民生費道費補助金	35,333	1,000	36,333
18 繰越金	65,940	20,983	86,923
1 繰越金	65,940	20,983	86,923
1 繰越金	65,940	20,983	86,923
19 諸収入	148,806	500	149,306
4 交付金	279	500	779
4 教育費交付金	0	500	500
20 町債	834,000	7,500	841,500
1 町債	834,000	7,500	841,500
2 民生債	15,600	7,500	23,100
歳 入 合 計	6,953,516	93,323	7,046,839

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
1 地 方 交 付 税	63,000	普通交付税
3 社 会 教 育 費 補 助 金	340	文化財保存事業費補助
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	1,000	権利擁護人材育成事業費補助
1 前 年 度 繰 越 金	20,983	
1 社 会 教 育 費 交 付 金	500	ほっかいどう遺産WACNによる北海道遺産保全・活用への助成
1 民 生 債	7,500	子育て支援センター整備

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,567,346	8,363	1,575,709				8,363
1 総務管理費	1,507,212	7,962	1,515,174				7,962
1 一般管理費	740,888	241	741,129				241
6 企画費	672,397	2,415	674,812				2,415
10 諸費	12,930	5,306	18,236				5,306
2 徴税費	17,599	401	18,000				401
2 賦課徴収費	14,075	401	14,476				401
3 民生費	1,737,798	7,502	1,745,300	1,000	7,500		△ 998
1 社会福祉費	1,253,980	0	1,253,980	1,000			△ 1,000
3 老人福祉費	484,819	0	484,819	1,000			△ 1,000
2 児童福祉費	483,818	7,502	491,320		7,500		2
2 児童福祉施設費	99,472	7,502	106,974		7,500		2
4 衛生費	500,455	5,943	506,398				5,943
1 保健衛生費	500,455	5,943	506,398				5,943
2 予防費	56,105	5,943	62,048				5,943
6 農林水産業費	250,674	3,334	254,008				3,334
3 水産業費	34,903	3,334	38,237				3,334
3 漁港管理費	889	3,334	4,223				3,334
7 商工費	272,206	2,888	275,094				2,888
1 商工費	272,206	2,888	275,094				2,888

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
12 委 託 料	241	人事給与システム改修
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,415	開陽丸青少年センター補助（事務所移転分）
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	5,306	町税過年度還付金 500 令和6年度介護保険低所得者保険料軽減負担金返還 291 令和6年度障害者自立支援給付費道費負担金返還 4,343 令和6年度障害者医療費道費負担金返還 137 令和6年度北海道子育てのための施設等利用給付交付金返還 35
12 委 託 料	401	個人住民税特定親族特別控除創設に伴うシステム改修
		財源更正
14 工 事 請 負 費	7,502	子育て支援センター外構柵改良
12 委 託 料	5,500	新型コロナ予防接種委託（65歳以上）
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	330	新型コロナ予防接種助成（町外接種者）
19 扶 助 費	113	新型コロナ予防接種助成（生活保護受給者）
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,334	水産物供給基盤機能保全事業負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
3 観光費	116,387	2,888	119,275				2,888
8 土木費	542,626	63,913	606,539				63,913
2 道路橋梁費	255,737	63,913	319,650				63,913
2 道路維持費	109,264	63,913	173,177				63,913
10 教育費	707,526	1,380	708,906	340		500	540
4 社会教育費	87,646	1,380	89,026	340		500	540
6 文化財保護費	14,891	1,380	16,271	340		500	540
歳 出 合 計	6,953,516	93,323	7,046,839	1,340	7,500	500	83,983

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	506	Wi-F設備撤去 ミニR撤去 440 66
14 工 事 請 負 費	652	旧町営レストラン設備改修工事
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,730	北海道江差観光みらい機構運営補助（事務所移転分）
2 給 料	2,366	会計年度任用職員
3 職 員 手 当 等	4,955	一般職 時間外勤務手当 891 会計年度任用職員 通勤手当 66 時間外勤務手当 3,998
4 共 済 費	394	会計年度任用職員 共済組合負担金 163 社会保険料 231
10 需 用 費	14,617	消耗品費 10,197 光熱水費 4,020 修繕料 400
12 委 託 料	40,468	防雪柵設置委託 3,397 町道除雪民間委託 37,071
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,113	重機借上料 552 自動車借上料 561
8 旅 費	280	職員旅費
10 需 用 費	1,094	消耗品費 50 印刷製本費 594 修繕料 450
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	6	高速道路使用料ほか

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)			その他 の手当 (千円)	計 (千円)
補 正 前	長 等	3		20,976	8,042 4.60		322		29,340	6,101	35,441
	議 員	12	26,436		5,508 2.50				31,944	7,236	39,180
	その他の特 別 職	306	20,401						20,401		20,401
	計	321	46,837	20,976	13,557		322		81,685	13,337	95,022
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別 職										
	計										
補 正 後	長 等	3		20,976	8,042 4.60		322		29,340	6,101	35,441
	議 員	12	26,436		5,508 2.50				31,944	7,236	39,180
	その他の特 別 職	306	20,401						20,401		20,401
	計	321	46,837	20,976	13,557		322		81,685	13,337	95,022

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	94		365,616	258,548	624,164	124,547	748,711	
補 正 額				891	891		891	
補 正 後	94		365,616	259,439	625,055	124,547	749,602	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	11,873	7,396	82,625	69,726	13,088	25,280	2,293	7,245	6,500
	補 正 額						891			
	補 正 後	11,873	7,396	82,625	69,726	13,088	26,171	2,293	7,245	6,500
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補 正 前				32,522					
	補 正 額									
	補 正 後				32,522					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	93	94,595	96,247	55,458	217,034	48,717	257,862	
補 正 額	3		2,366	4,064	6,430	394	6,824	
補 正 後	96	94,595	98,613	59,522	252,730	49,111	301,841	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前			21,038	15,535		5,035	2,332		750
	補 正 額						3,998	66		
	補 正 後			21,038	15,535		9,033	2,398		750
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補 正 前				10,768					
	補 正 額									
	補 正 後				10,768					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	891	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	891	町道除雪対策 時間外勤務手当	

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額	
4	その他	3,566,920	3,213,254	237,300	344,816	3,105,738
(1)	過疎対策事業債	1,623,902	1,496,245	232,400	124,343	1,604,302
合計	補正前の額	5,664,690	5,732,468	834,000	481,139	6,085,329
	補正額			7,500	0	7,500
	補正後の額	5,664,690	5,732,468	841,500	481,139	6,092,829

議案第 4 号

令和 7 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 7 4, 0 4 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 5 3, 8 0 8 千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第 2 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 7 4, 0 4 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 4 9, 2 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和7年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	令和6年度介護給付費国庫負担金返還	46,733					46,733	
諸支出金	償還金	令和6年度地域支援事業国庫交付金返還	2,667					2,667	
諸支出金	償還金	令和6年度介護給付費道費負担金返還	6,830					6,830	
諸支出金	償還金	令和6年度地域支援事業道費交付金返還	1,552					1,552	
諸支出金	償還金	令和6年度社会保険診療報酬支払基金介護給付費交付金返還	13,896					13,896	
諸支出金	償還金	令和6年度社会保険診療報酬支払基金地域支援事業支援交付金返還	2,363					2,363	
計			74,041					74,041	

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		3,584	74,041	77,625
	1繰越金	3,584	74,041	77,625
合 計		1,175,163	74,041	1,249,204

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5諸 支 出 金		500	74,041	74,541
	1還 付 金 及 び 割 引 料	500	74,041	74,541
合 計		1,175,163	74,041	1,249,204

歳入歳出補正予算事項別明細書
(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰越金	3,584	74,041	77,625
歳入合計	1,175,163	74,041	1,249,204

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
諸 支 出 金	500	74,041	74,541				74,041
歳 出 合 計	1,175,163	74,041	1,249,204	0	0	0	74,041

(2) 歳入（保険事業勘定）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰越金	3,584	74,041	77,625
1 繰越金	3,584	74,041	77,625
1 繰越金	3,584	74,041	77,625
歳 入 合 計	1,175,163	74,041	1,249,204

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	74,041	前年度繰越金

(3) 歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
5 諸支出金	500	74,041	74,541				74,041
1 還付金及び割引料	500	74,041	74,541				74,041
2 償還金	0	74,041	74,041				74,041
歳 出 合 計	1,175,163	74,041	1,249,204	0	0	0	74,041

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	74,041	令和 6 年度介護給付費国庫負担金返還 46,733 令和 6 年度地域支援事業国庫交付金返還 2,667 令和 6 年度介護給付費道費負担金返還 6,830 令和 6 年度地域支援事業道費交付金返還 1,552 令和 6 年度社会保険診療報酬支払基金介護給付費 交付金返還 13,896 令和 6 年度社会保険診療報酬支払基金地域支援事 業支援交付金返還 2,363

議案第 5 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年 3 月 31 日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する必要性が生じたため。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改更する理約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この理約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 6 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年 3 月 31 日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要性が生じたため。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成３１年２月２２日市町村第１８７７号指令）の一部を次のように変更する。

別表第１ 檜山振興局（１１）の項中「（１１）」を「（１０）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第２の９の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 7 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年 3 月 31 日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要性が生じたため。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 8 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年江差町条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 子育て支援センター増改築工事 |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字伏木戸町 484 番地 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 亀田工業・前田組 経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字桧岱 215 番地
亀田工業株式会社
代表取締役 川合 智 |
| 5 工期 | 変更前 令和 7 年 6 月 20 日から令和 7 年 11 月 30 日まで
変更後 令和 7 年 6 月 20 日から令和 8 年 1 月 30 日まで |

令和 7 年 9 月 10 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約が、予定価格 50,000,000 円以上の工事の請負契約であるため。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字新栄町 1 0 番地
- 2 氏 名 加 賀 晋
 (昭和 3 3 年 1 0 月 1 7 日生 6 6 歳)

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第 1 号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字陣屋町 4 2 9 番地 2
- 2 氏 名 岸 田 礼 治
 (昭和 4 1 年 7 月 2 5 日生 5 9 歳)

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介

同意第 2 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字尾山町 1 4 6 番地 1 4
- 2 氏 名 加 川 千 秋
 (昭和 3 9 年 1 0 月 2 4 日生 6 0 歳)

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介